

議案第 88 号

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 10 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例

川崎市火災予防条例（昭和 48 年川崎市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 32 条の 5 第 1 号中「作動時間が 60 秒以内」を「種別が 1 種」に改める。

第 40 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（消火器具に関する基準）」を付し、同条の次に次の 1 条を加える。

第 40 条の 2 政令別表第 1 (16) 項に掲げる防火対象物で延べ面積 150 平方メートル以上のものの小規模特定飲食店等（省令第 6 条第 5 項に規定する小規模特定飲食店等をいう。以下この条において同じ。）の用途に供される部分に設ける消火器具については、省令第 6 条第 6 項第 1 号中「第 5 項に規定するもの（次号に掲げるものを除く。）」とあるのは「第 5 項に規定するもの」とし、同項第 2 号の規定は適用しない。

2 小規模特定飲食店等又はその部分に鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所があるときは、省令第 6 条第 5 項ただし書の規定は適用せず、同条第 6 項第 1 号中「第 5 項に規定するもの（次号に掲げるもの

を除く。）」とあるのは「第5項に規定するもの」とし、同項第2号の規定は適用しない。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第32条の5第1号の改正規定は公布の日から、第19条第1項の改正規定は同年7月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

消防法施行令及び消防法施行規則の一部改正により消火器具に関する基準が改められたことに伴い、延べ面積が150平方メートル未満の飲食店等及びそれを含む複合用途防火対象物について、引き続き消火器具を設置し、及び維持しなければならないこととすること等のため、この条例を制定するものである。